

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- (1) 別紙記載の乳牛21頭に係る売却損（以下「売却損」という。）
- (2) 酪農業の廃業に伴う損害（以下「廃業損害」という。）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として下記のとおり金485万円の支払義務があることを認める。

- (1) 売却損 260万円
- (2) 廃業損害 225万円
- (3) 上記合計 485万円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項(1)記載の損害項目（その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月14日

（別紙省略）

（仲介委員 古田啓昌）